

# 富山県農地中間管理事業規程

## 第1章 総則

- 第1条 事業実施の基本方針
- 第2条 事業実施区域
- 第3条 重点的に実施する区域等
- 第4条 業務の委託等

## 第2章 農地中間管理事業の実施に関する基本事項

- 第5条 農地中間管理権を取得する農用地等の基準
- 第6条 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法
- 第7条 借受けを希望する者の募集
- 第8条 農用地利用配分計画の決定の方法
- 第9条 貸付期間
- 第10条 利用条件改善業務の実施
- 第11条 農用地等の管理
- 第12条 相談又は苦情に応ずるための体制

## 第3章 農地中間管理事業の実施方法

- 第13条 借賃及び貸賃等
- 第14条 農用地等の利用状況の把握等
- 第15条 契約等の解除
- 第16条 手数料の徴収

## 第4章 運営に関する事項

- 第17条 農地中間管理事業評価委員会
- 第18条 事業計画等
- 第19条 区分経理
- 第20条 帳簿の記載
- 第21条 事業の休廃止
- 第22条 不適正事案の対応
  
- 第23条 その他

## 附則

## 第1章 総則

### (事業実施の基本方針)

第1条 富山県農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第3条に基づき富山県において作成される富山県農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に則して、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

### (事業実施区域)

第2条 機構が行う農地中間管理事業の実施区域は、本県の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が整ったものに限る。）を除いた区域とする。

### (重点的に実施する区域等)

第3条 機構は、適切な人・農地プランが作成され、法第26条に定める協議の場で担い手への農地流動化を進めようという機運が生じている区域など農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施される区域を重点区域とし、当該事業を積極的に推進するものとする。

2 機構が前項の基準に該当する区域以外において農地中間管理事業を行う場合は、農用地利用配分計画の作成前に、法第26条に定める協議の場が設けられ、適切な人・農地プランが作成されることを確認するものとする。

3 機構は、地域内のまとまった農用地等を借り受け、利用の集約化に資するよう転貸できる区域など農地中間管理事業が地域ぐるみで推進され、農用地等の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高いと認められる区域をモデル地域に指定し、当該地域の取り組みを支援するものとする。

4 前項の具体的な支援の方法等については、別に定めるものとする。

### (事業の委託等)

第4条 機構は、人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位である市町村（農業委員会を含む。）との連携を密にして農地中間管理事業を推進するため、すべての市町村に相談窓口の設置を依頼するとともに、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上、農用地利用配分計画の案を作成するよう求めるものとする。

2 機構は、法第22条第2項の規定により、富山県知事の承認を受けて、農地中間管理事業に係る業務のうち、次に掲げる業務を市町村等の同意を得た上で、業務内容を明確にして委託するものとする。ただし、同項各号に掲げる業務を、その業務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして富山県知事が指定する者に委託しようとするときは、富山県知事の承認を受けることを要しない。

一 相談窓口

二 出し手の掘り起こし及び交渉

- 三 借受予定農用地等の位置や耕作状況、権利関係の確認
  - 四 借受希望者との交渉
  - 五 出し手及び借受希望者に対する土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることの説明等
  - 六 契約締結に係る事務
  - 七 利用条件改善業務（法第 2 条第 3 項第 3 号の業務をいう。以下同じ。）の実施
  - 八 賃料の徴収・支払
  - 九 農用地等の管理
  - 十 その他委託が必要と認められる業務（法第 22 条に規定する業務を除く。）
- 3 機構は、前項の業務を地域農業再生協議会、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等市町村以外の団体等に委託する場合は、あらかじめ市町村の意見を聴くとともに、当該団体等が委託業務を適切に実施できる能力を有することを確認した上で行うものとする。また、当該委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。
- 4 賃料の徴収・支払、農用地等の管理等の定型的な業務については、競争入札等により委託コストの削減に努めるものとする。
- 5 具体的な業務委託の方法等については、別に定めるものとする。

## 第 2 章 農地中間管理事業の実施に関する基本事項

（農地中間管理権を取得する農用地等の基準）

第 5 条 機構が農地中間管理権を取得する農用地等の基準は、次のとおりとする。

- 一 地域の農用地利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められること。
- 二 農業委員会による利用状況調査において再生不能と判定されている荒廃農地でないこと。
- 三 用排水や接道がないほか、農業機械での作業や畦畔管理に支障がある狭小地・傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていない農用地等でないこと。
- 四 法第 17 条第 1 項の規定による募集に応募した者の数、応募の内容、人・農地プランの作成、見直しの状況その他の事情を考慮して、農用地等の貸付けができる可能性が著しく低い地域に存する農用地等でないこと。
- 五 当該農用地等の賃料が、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 52 条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報や生産条件等からみて適切であると判断されること。

（貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法）

第 6 条 機構による貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得に係る業務は、市町村が行う農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 4 条第 3 項に規定する事業をいう。）その他の農地流動化等のための施策と連動して行うものとする。

- 2 機構は、市町村（農業委員会を含む。）、農業協同組合、土地改良区、地域農業再生協議会等と連携を密にして機構を活用した農地流動化の機運の醸成に努めるものとし、機構に農用地等の貸付けを希望する旨の申出があった場合は、当該者及び農用地等をリスト化し、人・農地プランの作成主体であり、農用地利用配分計画の案を作成する市町村（市町村が指定する者に案の作成を委託した場合の当該受託者（以下「その他の受託者」という。）を含む。）と情報を共有するものとする。
- 3 機構は、市町村の意見を聴いた上で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため特に必要があると認められる場合は、農用地等の所有者に対し農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。
- 4 機構は、農地中間管理権の取得に当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- 5 機構は、遊休農地について、雑草、雑木等の除去等農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずることにより、当該遊休農地の貸付けが行われると見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。
- 6 農地中間管理権の取得に際して、特に留意すべき事項は、次のとおりとする。
  - 一 機構は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受け後、可能な限り短期間で借受希望者に転貸できる適切な時期に農用地等を借り受けるなど、滞留期間を極力短くするものとする。
  - 二 農地中間管理権の期間については、原則、5年以上とする。

（借受けを希望する者の募集）

- 第7条 機構は、法第17条の規定により、募集の区域ごとに、当該区域に存する農用地等について、毎年度4月1日から3月31日までの間、毎月、30日以上の間で借受希望者を募集するものとし、応募内容の有効期間を明らかにして行うものとする。
- 2 募集の区域は、市町村又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定）とし、市町村の意見を聴いて決定する。
  - 3 募集に当たっては、事前に当該区域における農用地利用の特徴（水田、普通畑、果樹園、牧草畑など）及び当該区域内で借受けが見込まれる担い手の存否（人・農地プランなど関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等から判断）を明らかにしたうえで実施するものとする。
  - 4 募集に際しては、次に掲げる事項等について把握するものとし、必要な場合にはヒアリング等を実施するものとする。
    - 一 借受け（規模拡大等）を希望する農用地等の種別、面積等の条件
    - 二 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
    - 三 借受けを希望する期間
    - 四 作物ごとの栽培面積など現在の農業経営の状況
    - 五 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模拡大、農地集約化、新規参入等）
  - 5 募集は、インターネットの利用、その他の方法により行うものとする。
  - 6 機構は、募集に応じた者の情報を人・農地プランの作成主体であり、農用地利用配分計画の案を作成する市町村及びその他の受託者と共有するものとする。また、人・農地プランにおいて機構からの借受希望を表示した担い手を募集に応じた者として取り扱

- うこととし、市町村から当該情報の提供を受けるものとする。
- 7 機構は、人・農地プランなど関係機関からの情報提供や募集の状況等からみて、地域内に借受希望者が不足している地域に存する農用地等について、必要に応じて借受希望者を追加募集し、市町村と連携して地域内外の農業者や法人経営体、リース方式での参入を希望する企業等の誘致活動を積極的に行うものとする。
  - 8 機構は、法第 17 条第 2 項の規定により、第 6 項及び第 7 項により把握した募集に応じた者の情報について、次に掲げる事項を整理し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
    - 一 募集に応じた者の氏名又は名称
    - 二 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
    - 三 借受け（規模拡大等）を希望する農用地等の種別、面積
    - 四 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
  - 9 具体的な募集の方法等については、別に定めるものとする。

（農用地利用配分計画の決定の方法）

第 8 条 農用地利用配分計画は、以下の点に留意して決定するものとする。

- 2 機構が農地中間管理権を取得した農用地等の利用の再配分は、次に掲げる基本原則に則して行うものとする。
  - 一 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大、又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
  - 二 既に効率的、安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないよう配慮すること。
  - 三 借受希望者のニーズを踏まえつつ、地域農業の健全な発展を旨として公平、適正に再配分を行うため、人・農地プランの作成、見直しなど地域の話し合いを推進すること。
  - 四 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明すること。
- 3 農用地等を貸し付ける者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
  - 一 法第 17 条第 2 項の規定により公表されている者であること。
  - 二 法第 18 条第 5 項第 3 号及び第 4 号に掲げる要件を満たす者であること。
  - 三 その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であること、又は貸付けを受ける農用地等で耕作を開始するまでに適当な水準になる見込みがあると認められること。
  - 四 農業協同組合法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる農業の経営を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に対して貸付けを行う場合には、地域内に当該農用地等の貸付けを希望する者がいないことが確実であると見込まれること。
- 4 担い手が利用する農用地等の集約化を促進し、又は当該区域内で既に効率的、安定的な農業経営を行っている農業者の経営の発展に資する観点から、次に掲げる場合は、貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）に当たり優先的に取り扱うものとする。
  - 一 担い手相互間で利用権の交換を行おうとする場合
  - 二 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合

三 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる、担い手である借受希望者がいる場合

- 5 前項第3号に該当する借受希望者が複数いる場合は、人・農地プランの内容や当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけるものとする。
- 6 第4項及び第5項に該当する場合以外においては、当該地域の人・農地プランの内容に基づき取り扱うものとするが、同プランにより優先順位をつけることができない、又は適当でない認めるときは、次に掲げる事項を総合的に勘案し、優先順位をつけるものとする。
  - 一 現在経営している農用地等との位置関係
  - 二 当該借受希望者の希望条件との整合性
  - 三 地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしている等）
- 7 第7条の募集に応じて、新規参入しようとする者がいる場合は、法第26条に定める協議の場に参加し、地域の営農活動と調和した効率的かつ安定的な農業経営を目指すことができるよう配慮するものとする。
- 8 貸付先の優先順位について、市町村は、農用地利用配分計画の案を作成する上で、機構に意見を求めることができるとし、また、機構は、必要に応じて農業事業運営委員会において協議するものとする。
- 9 機構は、法第18条第3項の規定により、農用地利用配分計画について、あらかじめ、利害関係人の意見を聴く場合には、ホームページに農用地利用配分計画の案の概要を掲載し、当該掲載の日から1週間、当該農用地利用配分計画の案を機構において縦覧に供するものとする。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画の案について、意見書を提出することができるものとする。

（貸付期間）

第9条 機構による農地の貸付期間は、貸付先の経営の安定・発展の観点から、原則として、農地中間管理権の取得期間を踏まえた期間とする。ただし、地域の農用地利用の効率化・高度化を進める上で再配分が必要な場合には、一定期間経過後に、貸付先の変更等について借受者と協議できるものとする。

（利用条件改善業務の実施）

第10条 利用条件改善業務は、当該農用地等が機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに行うものとする。

- 一 当該農用地等の貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
  - 二 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。
- 2 前項に定めるもののほか、利用条件改善業務の実施に関する事項は別に定める。

（農用地等の管理）

第 11 条 機構は、農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

2 機構が前項の管理を行うに当たっては、管理費用の低減に努めるとともに、当該農用地等を必要に応じて、新規就農の研修農場等として利用できるものとする。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第 12 条 機構は、主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置するとともに、市町村に依頼する地域における相談窓口と併せて、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

### 第 3 章 農地中間管理事業の実施方法

(借賃及び貸賃等)

第 13 条 機構が農地中間管理事業により農用地等を借り受ける場合における借賃及び貸し付ける場合における貸賃は、次に掲げる事項に留意し、市町村の意見を聴いて決定する。

一 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件及び当該地域の整備状況等が同程度の農地の賃料水準等を勘案して算定した額を基本とし、必要に応じて相手方と協議するものとする。

二 その他の土地については、土地の種類及び整備状況等ごとに近傍の土地の借賃又は貸賃の額に比準して算定する。また、近傍の土地の借賃又は貸賃がないときは、近傍の用途が類似する土地について算定される借賃又は貸賃の額を基礎とし、当該土地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定した額を基本とし、必要に応じて相手方と協議するものとする。

三 なお、機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、当該農用地等の従前の賃料水準を基本とするものとする。

2 具体的な借受け、貸付けの方法等については、別に定めるものとする。

(農用地等の利用状況の把握等)

第 14 条 機構は、農用地等の貸付けを行った者が次項第 1 号に該当するかどうかの判断に必要な場合は、当該者に対して、当該農用地等における作物の種類別作付け面積、生産数量について記載した報告書を提出するよう求めることができる。

2 機構は、農用地等の貸付けを行った者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は農業委員会から農地法第 6 条の 2 第 2 項第 2 号の規定による通知を受けたときは、富山県知事の承認を受けて、賃貸借又は使用貸借の解除をするものとする。ただし、特段の事情があると認められるときはこの限りでない。

一 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

二 正当な理由なく前項の規定による報告をしないとき。

(契約等の解除)

第 15 条 機構は、その有する農地中間管理権に係る農用地等が次の各号のいずれかに該

当するときは、富山県知事の承認を受けて、当該農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除をするものとする。ただし、特段の事情があると認められるときはこの限りでない。

- 一 農地中間管理権の取得後 2 年間を経過してもなお農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
  - 二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- 2 前項の解除を行うに当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が解除を希望せず、所有者が管理経費を負担するなど機構にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

(手数料の徴収)

第 16 条 機構は、第 4 条第 2 項に掲げる委託業務を含め農地中間管理事業を実施するために必要がある場合には、別に定めるところにより、貸借事務等に係る手数料を徴収することができるものとする。

#### 第 4 章 運営に関する事項

(農地中間管理事業評価委員会)

- 第 17 条 機構の理事長は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、富山県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。
- 2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を機構の理事長に述べるものとする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事業計画等)

- 第 18 条 機構は、法第 9 条第 1 項の規定により、毎事業年度開始前に、農地中間管理事業に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、富山県知事の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 3 機構は、法第 9 条第 4 項の規定により、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度終了後 3 月以内に、富山県知事に提出するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(区分経理)

第 19 条 機構は、農地中間管理事業以外の事業を行う場合は、当該事業に係る経理と農

地中間管理事業に係る経理とを区分して整理するものとする。

(帳簿の記載)

第20条 機構は、法第11条の規定により、農地中間管理権を保有する農用地等ごとに、賃付条件、賃貸料の受領額及び受領年月日、賃借料の支払額及び支払年月日その他必要な事項を帳簿に記載し、これを10年間保存するものとする。

(事業の休廃止)

第21条 機構は、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、富山県知事の認可を受けるものとする。

(不適正事案の対応)

第22条 機構は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報漏えい等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに都道府県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐものとする。

2 機構は、前項の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、直近の農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか農地中間管理事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。ただし、第2条及び第6条第1項の改正規定並びに第8条第3項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。